

被扶養者資格調査 Q&A

調査の必要性		
1	被扶養者の確認調査を行う理由を教えてください	被扶養者として該当しない方が扶養に入っていると、余計な医療費や納付金を健康保険組合が負担することになり、健保財政に大きな影響を与えます。その結果、将来的には、保険料を上げることにも繋がりがねないため、厚生労働省の指導に基づき、扶養の範囲や収入状況の変化を再確認するために毎年実施しています。
2	期限までに調査の回答を実施しなかった場合はどうなりますか？	被扶養者の認定可否が判断できないため、健康保険法施行規則第50条第7項「検認または更新を受けない被保険者証は無効とする」に基づき、2021年12月31日付で被扶養者の資格を削除します（但し喪失原因発生日が判明した場合は、その日に遡って削除します）。削除後に無効となった被保険者証を使用し、医療機関を受診または各種健診等の補助を受けた場合は、後日医療費・健診費用を返還請求させていただきます。 ※期限までに書類が揃わない場合 システムの「調査票記入・修正」画面の「連絡欄」に提出予定日を記載し、揃っている書類を先に提出してください。
扶養認定基準		
3	被扶養認定の収入基準を教えてください。	被扶養者が以下の条件をすべて満たすことが定められています。 ①この先1年間の収入が、日額3,611円以下かつ年間収入130万円未満であること 60歳以上または障害基礎・厚生年金受給者は、日額4,999円以下かつ年間収入180万円未満であること ②被保険者は、扶養を希望している者の生計費の50%以上を維持していること ③別居の場合は、扶養したい家族の世帯年間収入か生活費のどちらか多い方と同額以上の定期的な送金がされていること ※原則毎月1回、口座間送金で送金先と送金元が明確になっている。手渡し、家族カードでの引出し等は不可
4	扶養できる範囲を教えてください	①生計維持関係は必要だが、同居でも別居でもよい人 ・配偶者 ・直系尊属（子、孫、兄弟、姉妹、父母、祖父母） ②生計維持関係と同居が条件の人 ・叔父、叔母、甥、姪 とその配偶者 ・子、孫、兄弟または姉妹の配偶者 ・配偶者の父母、連れ子 ・その他の3親等内の親族

5	収入と所得の違いを教えてください。	収入：手取り額ではなく、所得税や社会保険料が引かれる前の額 給与、年金、自営業の営業収入、不動産賃貸料、権利金、株式の譲渡益・配当金、預貯金の利子、 社会保険からの手当金・給付金収入などすべてを含む 所得：収入から源泉徴収額、自営業の仕入原価など必要経費を差し引いた額
6	自営業の扶養認定基準を教えてください。	自営業者というのは社会保険料も自分で負担し、被扶養者とならずに自立している者としています。 しかし収入がQ3被扶養者認定の回答「収入条件①」の基準を満たしていれば、扶養条件の年間収入を超えないため扶養可能です。基準以上の場合は年間収入から直接的必要経費を差し引いた額で判断します。 ※経営悪化などによる収入減少が一時的な場合は扶養できません
7	自営業の直接的経費とは何を指すのか教えてください。	税法上で認められている経費とは異なり、その費用なしに事業が成り立たない経費をさします。 製造業の原材料費や人件費などの製造原価、卸売業や小売業の仕入・これに必要な運送経費、農業の種苗費・肥料費などが該当します。
8	法律改正による扶養条件の追加内容を教えてください。	2020年4月1日より、被扶養者の扶養条件に「日本国内に住所を有するもの」（海外赴任は除く）であることが追加されました。例外的認定事由に該当する方を除き、海外に居住されている場合は、扶養することができません。 <例外的要件> ① 外国において留学をする学生 ② 外国に赴任する被保険者に同行する者 ③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者
9	海外に居住している父母の扶養はできますか？	できません。 2020年4月1日の法改正により被扶養者の扶養条件に「日本国内に住所を有するもの」と追加されました。国内居住要件の考え方は、住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たすものとされます。
現況確認書全般		
10	被扶養者になっている長女がシステムに記載されていません。どうしたらよいですか？	記載がない場合は、調査対象外です。調査対象は、2021年4月1日に18歳以上（高校卒業相当年齢以上）です。 なお対象者のデータは2021年11月1日時点の登録情報で作成しています。

11	4月に就職した子供が対象者としてシステムに記載されて いました。どうしたらよいですか？	<p>別途、扶養からはずす手続きが必要ですので、すぐに実施してください。</p> <p>※扶養をはずす手続き 「健康保険被扶養者減届」を作成し担当部門に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類：健康保険被扶養者（異動）届＋保険証＋就職先保険証（写） ・提出先：京阪グループ健康保険組合
12	確認対象の被扶養者が近々就職予定です。システムへの登 録と書類のアップロードは必要ですか？	<p>必要です。</p> <p>就職後に、別途扶養をはずす手続きを実施してください。</p> <p>扶養をはずす手続きは、Q11の回答『※扶養をはずす手続き』をご確認ください。</p>
13	システムへ添付した所得証明・住民票などの原紙は、どう したらよいですか？	当健保の審査過程で、原紙の提出を別途お願いすることがあります。全被保険者の審査が完了する2022年1月31日までは お手元で保管をお願いします。それ以降は保管の必要はありません。
14	調査対象者は10月に就職しています。すでに「健康保険被 扶養者（異動）届」で連絡済みなのに対象者メールが届き ました。どうしたらよいですか？	2021年11月1日時点の登録情報で作成しているため、作成日以降の11月に提出された書類は、システムには反映されてい ません。システムの「調査票記入・修正画面」にて職業選択の回答を「扶養削除(他の健康保険に加入)」としシステム登録 を実施してください。その他の手続きは不要です。
15	私（被保険者）は2021年12月31日に退職予定ですが、シ ステムへの登録と書類の提出は必要ですか？	必要です。
給与収入のある方		
16	妻（60歳未満）のパート収入が、認定基準額上限の130万 円を超えていました。どうしたらよいですか？	<p>扶養からはずす手続きが必要ですので、すぐに実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類：健康保険被扶養者減届＋京阪健康保険組合の保険証＋就職先保険証のコピー（受け取っている場合のみ） ・提出先：京阪グループ健康保険組合
17	妻が働いていて給与をうけています。金額は少ないです が、健康保険証が交付されているようです。扶養からはず す手続きが必要ですか？	必要です。勤務先で健康保険証が交付されている場合は、収入額に関わらず、扶養をはずす手続きが必要です。手続きは Q17の回答①をご確認ください。
そのほかの収入がある方		
18	自営業です。確定申告はしていませんが、何を提出すれば よいのでしょうか？	所得証明書と特別徴収税額通知書、市民税・県民税の申告書類を入手し、提出してください。システムの調査票記入・修正 画面の「連絡欄」に「確定申告はしていない」と追記してください。

19	父母は自営業をしていましたが、廃業して収入が減ったため、父母を私の扶養にしたいと考えています。可能でしょうか？	ご両親の生計費の50%以上を被保険者が維持するのであれば、扶養可能です。（別居の場合は送金が必要）ただし扶養とは一時的ではなく、継続して生活費の半分以上を被保険者から支援されていることが条件です。経営状況悪化などで一時的に収入が減少した場合は、この条件に当てはまりません。
20	昨年度、一時的な収入があったため、「所得（課税）証明書」には、限度額を超えた金額が記載されました。一時的な収入でも扶養からは必ず必要はありますか？	一時的に発生した所得（遺産・不動産売却収入など）は、収入とみなしません。主として被保険者に生計を維持されていれば扶養は継続できます。
21	令和2年度の確定申告書の控えを持っていません。	控えがない場合は、税務署にて情報閲覧請求を行い、資料を写真に撮ってアップロード下さい。情報閲覧請求では、住所および氏名などは伏せた状態でしか記録できませんので、控えがないため、閲覧請求にて資料取得と連絡欄に記載ください。

同居・別居に関して

22	別居中の母を扶養しています。母は年金が月額9万円あります。食べる分は畑で収穫できるため仕送りする必要はありません。月に3~4万円を足りなくなったら仕送りする形ですが、扶養は継続できますか？	扶養継続はできません。 扶養を継続するのであれば、その生活費の50%以上を被保険者が負担している必要があります。 月額9万円で月3~4万円の仕送りでは、援助はしているが生活費の50%を維持しているとは言いがたいです。仕送り額が年金額を超えていなければ経済的扶養と認められないため、速やかに扶養からはずす手続きを実施してください。
23	別居中の義父母を扶養しています。当初は同居していましたが、私（被保険者）が転勤し別居となりました。扶養は継続できますか？	扶養継続はできません。 義父母が被保険者の配偶者・子供と同居せず、別居となった時点で認定基準からはずれます。速やかに扶養からはずす手続きを実施してください。
24	私（被保険者）が単身赴任により、配偶者と子供と実母と別居になりました。扶養は継続できますか？	被保険者に扶養されている配偶者および子供と同居しているのであれば、被保険者と別居であっても、会社命令による単身赴任のためであり、実母も同居の延長ととらえ扶養継続可能です。 また送金証明も不要です。

システムについて

25	ログイン出来ません。	IDは「KEIHAN」+記号番号、初期パスワードは個別に発番させていただいており、ご案内文書に記載されています。初期パスワードや変更後のパスワードをお忘れになられた場合は、コールセンターへお電話下さい。再度新しいものを設定させていただきます。
----	------------	---

26	システムにアクセス出来ません。	<p>バージョンの問題はないか確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Internet Explorer、Microsoft Edge、Chromeは最新版 ・ スマートフォンSafari11以上、Chrome最新版 <p>※パスワードを10回間違えた場合は、アカウントがロックされていますので、コールセンターまたは当健保組合までご連絡ください。</p>
27	アドレス登録は必須ですか。	<p>出来ればご登録ください。左側のメニューに「メールアドレス登録」がございますので、こちらより登録ください。当健保からの連絡、パスワード忘れの際等にメールアドレスの登録をいただきますとメールでご連絡させていただきます。ご協力をお願いいたします。</p> <p>※登録するメールアドレスは、会社より付与されている業務用アドレスを推奨しますが、プライベートで使用されているアドレスも可です。（フリーメールアドレスや、フィーチャーフォン（ガラケー）のアドレスなども登録いただけます。）</p>
28	「提出」を選択したが反応しません。	<p>添付資料が全てアップロードされている状態を確認後、メイン画面に戻ってから、添付資料アップロード画面より、再度「提出」を選択していただくと提出済の状態になっているか確認いただけます。</p> <p>「提出」の③まで青色になっている場合は、提出ボタンはすでに押されており、</p> <p>※提出ボタンを押した後も、アップロードは何度でも操作可能です。</p>
29	アップロードの仕方がわかりません。	<p>添付資料確認画面の「上記添付資料を確認しました。」の横にある<input type="checkbox"/>にチェックを入れ「登録」を選択していただくと添付資料アップロード画面に進みます。</p> <p>パソコンへ取り込んだ資料、もしくはスマートフォンで撮影した資料をアップロード画面の「参照」より選択し、アップロードをしてください。アップロードは何度でも操作可能ですが、調査票記入・修正画面は提出ボタンを押すと書き換えが不可になるので最後に押してください。</p> <p>※調査票提出後に書き換えが必要な場合は、コールセンターまたは当健保組合までご連絡ください。取下げさせていただきます。</p>
30	<p>上のようにやったけど、それでもうまくアップロードできません。</p>	<p>下記（１）（２）のいずれかのご対応をお願いします。</p> <p>（１）書類のコピーを健康保険組合あてにお送りください。</p> <p>システム上、添付ファイルがないと手続きが完了しない仕組みになっています。今回についてはシステムを使わず、「書類のコピー」と「今年の収入見込みを記載したメモ（不要な紙の裏面でも結構です）」を、健康保険組合宛にお送りください。</p> <p>（２）コールセンターのメールアドレスへお送りください</p> <p>メール本文に「アップロードに代え、メールで送ります」とご記載ください。</p> <p>確認事項などがございましたら、メールにてご連絡させていただきます。</p>